



令和8年度 第58回

社会保険労務士試験 解答・解説

※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

選択式 解答一覧

【問1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	⑨	遅滞なく
B	⑳	労働時間を算定し難い
C	⑩	1,200日分の打切補償
D	⑤	300人
E	⑮	作業行動

根拠条文／A：法22条1項、B：最判 令6.4.16 協同組合グローブ事件、C：法81条、D：令2条2号、E：法24条

【問2】労働者災害補償保険法

A	③	1,000日分
B	②	14,000円
C	④	支配下
D	①	第8級
E	③	492日分

根拠条文／A：法16条の8第1項、法別表第2、B：法8条3項、令2基発0821第2号、C：最判 昭59.5.29 和田労基署長事件、D・E：則14条3項、昭50.9.30 基発565号

【問3】雇用保険法

A	④	適用事業に雇用される労働者
B	④	労働の意思及び能力
C	③	5
D	④	当該出生の日から起算して16
E	②	8,000

根拠条文／A：法4条1項、B：法4条3項、C：法61条の10第3項2号、D：法61条の10第7項2号ハ、E：則100条の7

【問4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	②	2.41%
B	③	76.6
C	④	正常な労使関係を回復する
D	③	現実的かつ具体的に支配、決定することができる
E	③	300人

根拠条文／A：令和7年障害者雇用状況の集計結果、B：令和7年賃金構造基本統計調査、C・D：最判 平7.2.28 朝日放送事件、E：育介法22条の2

【問5】社会保険に関する一般常識

A	⑦	25
B	⑱	生存権
C	③	44.0
D	⑫	高齢期の生活の多様化
E	⑭	自主的な努力

根拠条文／A・B：令和7年版厚生労働白書5頁、C：令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況、D・E：
確拠法1条

【問6】健康保険法

A	⑮	損害賠償請求
B	⑨	債権譲渡
C	⑱	通知又は承諾
D	⑪	疾病の予防
E	③	573

根拠条文／A～C：昭31.11.7保文発9218号、D：法150条1項、E：法45条1項

【問7】厚生年金保険法

A	⑳	額の4分の3に相当する額
B	②	5年
C	⑪	100年間
D	⑧	9月1日であり、基準日の属する月の翌月
E	⑯	10万

根拠条文／A：法60条1項1号、B：法2条の4第1項、C：法2条の4第2項、D：法43条2項、E：法46条
1項・3項・4項、改定率の改定等に関する政令5条

【問8】国民年金法

A	⑨	障害基礎年金
B	⑯	被保険者の資格を喪失した日
C	②	2年
D	⑩	速やかに
E	⑭	長期的に

根拠条文／A～C：法附則9条の3の2第1項、D：法4条、E：法4条の2

択一式 解答一覧

■労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	C	D	D	C	C	E	E	D	B

■労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	B	C	D	D	C	A	C	B	C

■雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	A	B	B	A	D	C	E	E	C

■労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	C	E	D	A	B	D	B	D・E※1	D

■健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	E	D	E	C	B	B	D	E	A

■厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	B	E	D	C	D	C	B	A	E

■国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	D	C	A	C	B	B	D	E	D



※1 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識【問9】

→出題者が意図する正答は「E」と思われますが、問題の不備（改正の反映漏れ）により、「D・E」の複数正答となる可能性が高いものと判断しています。

■ 労働基準法及び労働安全衛生法 ■

【問1】 解答 A

- A × 法3条、コンメンタール上 82 頁。有利に取り扱うことも含まれる。「差別的取扱」をするとは、当該労働者を有利又は不利に取り扱うことをいう。
- B ○ 法 87 条 1 項、法別表第 1 第 3 号、則 48 条の 2。設問のとおり。
- C ○ 昭 23.2.20 基発 297 号。設問のとおり。
- D ○ 法 12 条 3 項 3 号。設問のとおり。
- E ○ 則 6 条の 2 第 4 項、平 30 基発 1228 第 15 号。設問のとおり。

【問2】 解答 C

- ア ○ 法 15 条、コンメンタール上 244 頁。設問のとおり。
 - イ × 法 16 条、コンメンタール上 252 頁。不法行為の場合における損害賠償も含まれる。法 16 条の禁止する損害賠償額の予定は、労働契約の不履行に伴う損害賠償に限定されず、不法行為の場合における損害賠償も含むと解されている。
 - ウ ○ 法 17 条、コンメンタール上 257 頁。設問のとおり。
 - エ × 昭 24.4.12 基収 1134 号。解雇制限に違反しない。設問の場合は、労働者が稼働し得る程度に回復して出勤した日から起算して 30 日までが解雇制限期間となる。したがって、就業後 30 日（解雇制限期間）を経過してこの労働者を解雇予告手当を支給して即時解雇することは、法 19 条に定める解雇制限に違反（抵触）しない。
 - オ ○ 最判 昭 35.3.11 細谷服装事件。設問のとおり。
- 以上から、正しいものは三つであるため、正解はCである。

【問3】 解答 D

- A × 昭 23.12.4 基収 4092 号。法 24 条に違反しない。新給与決定後に遡及して賃金を支払うことを取り決める場合に、その支払対象を在職者のみとするか、又は退職者をも含めるかは、当事者の自由とされている。したがって、退職者について賃金差額を支給しないと規定することは、法 24 条違反とはならないと解されている。
- B × 則 7 条の 2 第 1 項 1 号、昭 63.1.1 基発 1 号。「当該振り込まれた月の末日まで」ではなく、「所定の賃金支払日」である。「振込み」とは、振り込まれた賃金の全額が所定の賃金支払日に払い出し得るように行われることを要する。
- C × 法 24 条 1 項、昭 27.9.20 基発 675 号、コンメンタール上 367 頁。実物給与として支給した部分の金額を賃金から控除することは、労使協定がある場合であっても、認められない。
- D ○ 法 24 条 2 項、コンメンタール上 368 頁。設問のとおり。
- E × 昭 63.3.14 基発 150 号、コンメンタール上 372 頁。刑事責任は免れない。直接払の原則に違反して労働者の代理人等に賃金を支払った場合には、使用者は、法 24 条違

反の刑事責任を負わなければならない。なお、代理受領者が労働者本人に賃金全額を渡したときには、当該労働者が現実に利益を得た限度で民事上有効な弁済となり、その限度で使用者は二重払に應ずる必要はないとする記述は正しい。

【問4】 解答 D

- A × 昭 63.3.14 基発 150 号。変更することはできない。労使協定において、「労使双方が合意すれば協定期間中であっても 1 年単位の変形労働時間制の一部を変更することがある」旨が明記されていても、これに基づき、対象期間の途中で特定された日又は週の労働時間を変更することはできない。
- B × 平 11.3.31 基発 169 号。割増賃金を支払う必要はない。1 年単位の変形労働時間制に係る賃金清算（法 32 条の 4 の 2）の規定は、途中退職者等雇用契約期間が対象期間より短い者についての規定であり、対象期間中に育児休業や産前産後の休業により労働せず、実際に労働させた期間が対象期間よりも短い者（休暇中の者など）には、適用されない。したがって、設問の場合は、割増賃金を支払う必要はない。
- C × 則 12 条の 4 第 5 項。特定期間として定められた期間を除く。1 年単位の変形労働時間制の対象期間における連続して労働させることができる日数の限度は、原則として「6 日」であるが、労使協定で特定期間として定められた期間については、「1 週間に 1 日の休日が確保できる日数」（最長で 12 日）となる。
- D ○ 則 12 条の 2 第 1 項。設問のとおり。
- E × 法 60 条 3 項 2 号、則 34 条の 2 の 4。「1 日 10 時間、1 週 52 時間」ではなく、「1 日 8 時間、1 週 48 時間」である。また、満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間は、1 年単位の変形労働時間制によって労働させることはできない。

【問5】 解答 C

- A～E 法 37 条 5 項、則 19 条、21 条、昭 22.12.26 基発 572 号、昭 23.2.20 基発 297 号、平 11.3.31 基発 170 号。まず、設問の賃金は、すべて「月額」とあることから、「月によって定められた賃金」に該当する。割増賃金を計算する場合の「通常の労働時間 1 時間当たりの賃金額」を求める計算式は、月によって定められた賃金については、『①その金額（賃金の月額）÷②月における所定労働時間数』となる。

設問の場合の上記①②は、それぞれ次のようになる。

①その金額（賃金の月額）

設問の基本給（月額 400,000 円）は、当然に割増賃金の計算の基礎となる。また、法令上、割増賃金の除外賃金には、「通勤手当、住宅手当及び家族手当」が含まれており、これらの賃金は、原則として、割増賃金の計算の基礎から除外することとなるが、設問の場合には、それぞれ次のように取り扱われる。

- ・通勤手当……設問の通勤手当（月額 10,000 円）は、通勤距離にかかわらず一律に支給されるものであるため、除外賃金には該当しないものと解されており、割増賃金の計算の基礎に算入しなければならない。
- ・住宅手当……設問の住宅手当（月額 20,000 円）は、住宅の形態ごと（賃貸住宅居

住者と持家居住者ごと）に一律に定額で支給されるものであるため、除外賃金には該当しないものと解されており、割増賃金の計算の基礎に算入しなければならない。

- ・家族手当……設問の生活手当（月額 16,000 円）は、除外賃金である家族手当に該当するため、割増賃金の計算の基礎から除外される。ここでいう「家族手当」とは、扶養家族数又はこれを基礎とする手当額を基準として算出した手当をいい、たとえその名称が物価手当、生活手当等であっても、その手当は除外賃金である「家族手当」として取り扱われる。

したがって、①については、『400,000 円 + 10,000 円 + 20,000 円』となる。

②月における所定労働時間数

月によって所定労働時間数が異なる場合には、「1 年間ににおける 1 カ月平均所定労働時間数」を用いる。設問では、月における所定労働時間数の記述がないため、「1 年間ににおける 1 カ月平均所定労働時間数」を算出する必要があるが、これは「年間労働日数 × 1 日の所定労働時間数 ÷ 12 カ月」により計算する。設問では、年間労働日数が「250 日」であり、所定労働時間が午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（休憩時間が 1 時間）であることから 1 日の所定労働時間数は「7 時間」となる。

したがって、②については、『 $250 \times 7 \div 12$ 』となる。

以上から、正しい計算式は『 $(400,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) \div (250 \times 7 \div 12)$ 』となるため、正解は C である。

【問6】 解答 C

- A ○ 法 39 条 4 項。設問のとおり。
- B ○ 昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。
- C × 則 24 条の 7、則附則 71 条。「2 年間」ではなく、「5 年間（当分の間、3 年間）」である。
- D ○ 平 21 基発 0529001 号。設問のとおり。
- E ○ 昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。

【問7】 解答 E

- ア ○ 法 90 条、昭 24.3.28 基発 373 号。設問のとおり。
- イ ○ 昭 61.6.6 基発 333 号。設問のとおり。
- ウ ○ 平 3.12.20 基発 712 号。設問のとおり。
- エ × 令 7 基発 0328 第 9 号。本社の労働者の過半数を代表する者の意見を記したもののみを添付するのではない。就業規則の本社一括届出を行う場合であっても、意見聴取の手続きについては、事業場ごとに行う必要がある。したがって、この一括届出を行う場合には、各事業場の労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面（意見書）を添付しなければならない。
- オ × 法 91 条、昭 30.7.19 基収 5875 号。「減給の制裁事由が発生した日」ではなく、「減

給の制裁の意思表示が相手方に到達した日」が平均賃金の算定事由発生日となる。
以上から、誤っているものの組合せは、E（エとオ）である。

【問8】 解答 E

- A × 法2条1号。設問は、「又は通勤」の部分が誤り。労働安全衛生法上の労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他「業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」をいう。
- B × 法2条2号。設問は、後半部分が不要であり誤り。労働安全衛生法上の労働者とは、「労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）」をいう。
- C × 法2条3号。設問は、後半部分が不要であり誤り。労働安全衛生法上の事業者とは、「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。
- D × 法15条1項、令7条1項。設問は、「又は製鉄業」の部分が誤り。労働安全衛生法上の特定元方事業者とは、元方事業者のうち、「建設業又は造船業に属する事業を行う者」をいう。
- E ○ 法2条4号。設問のとおり。

【問9】 解答 D

- A × 法59条1項、労働者派遣法45条、平21基発0331010号。「派遣先」ではなく、「派遣元」の事業者である。派遣元の事業者は、派遣労働者を雇い入れたときは、当該派遣労働者に対して、雇入れ時の安全衛生教育を行わなければならない。
- B × 法59条1項、則35条1項。金融業を営む事業者についても、雇入れ時の安全衛生教育を行うことが義務づけられている。雇入れ時の安全衛生教育の規定は、「すべての業種」を対象としている。
- C × 法59条1項、則35条1項。臨時に雇い入れた労働者もその対象としなければならない。雇入れ時の安全衛生教育を行わなければならない対象労働者は、臨時に雇い入れた労働者を含めて、「すべての労働者」である。
- D ○ 法59条2項。設問のとおり。
- E × 法59条3項、則36条等。設問は、「常時10人以上の労働者を使用する事業者」とある部分が誤り。特別教育を行う義務は、事業場の規模を問わず、課されている。

【問10】 解答 B

- A ○ 則43条、昭47.9.18基発601号の1。設問のとおり。
- B × 則44条、昭47.9.18基発602号。設問の定期健康診断を含めて、労働安全衛生法で事業者を実施義務を課している健康診断の費用（その受診のために要した費用）については、当然、事業者が負担すべきものとされている。
- C ○ 則13条1項3号、45条。設問のとおり。
- D ○ 法66条の2、則50条の2、50条の3。設問のとおり。
- E ○ 法66条3項、令22条3項、則48条。設問のとおり。

■ 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

【問1】 解答 D

- ア 業務災害として保険給付の対象とならない 昭 22.12.19 基発 516 号。設問の「自費で任意」に参加する慰安旅行は、業務とは認められない。したがって、設問の災害は、業務遂行性が認められないため、業務災害とならない。
- イ 業務災害として保険給付の対象となる 昭 34.7.15 基収 2980 号。
- ウ 業務災害として保険給付の対象となる 昭 25.5.8 基収 1006 号。
- エ 業務災害として保険給付の対象となる 昭 38.9.30 基収 6714 号。
- オ 業務災害として保険給付の対象となる 昭 49.10.25 基収 2950 号。
- 以上から、業務災害として保険給付の対象となるものは四つであるため、正解は D である。

【問2】 解答 B

- A ○ 法 8 条 2 項、則 9 条 1 項 4 号、昭 52.3.30 基発 192 号。設問のとおり。
- B × 法 8 条 2 項、則 9 条 1 項 1 号、昭 52.3.30 基発 192 号。②の額を給付基礎日額とする。労働者が平均賃金の算定基礎期間中に業務外の事由による傷病のため休業した場合には、①（原則的な）平均賃金に相当する額と、②その休業期間とその休業期間中の賃金の額を、（原則的な）平均賃金の計算式から控除して算定した額とを比較して、いずれか高い額が給付基礎日額となる。したがって、設問のように、①の額が②の額に満たないときは、②の額を給付基礎日額とする。
- C ○ 法 8 条 2 項、則 9 条 1 項 2 号。設問のとおり。
- D ○ 法 8 条 2 項、則 9 条 1 項 3 号、平 21 基発 1228 第 2 号。設問のとおり。
- E ○ 法 8 条 2 項、則 9 条 1 項 4 号、平 21 基発 1228 第 2 号。設問のとおり。

【問3】 解答 C

- A ○ 法 11 条 4 項。設問のとおり。
- B ○ 法 12 条 3 項。設問のとおり。
- C × 法 12 条の 4 第 2 項。設問の場合には、政府は、その（損害賠償の）価額の限度で、保険給付をしないことができる。損害賠償の請求権を取得するのではない。
- D ○ 法 12 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 法 12 条の 2。設問のとおり。

【問4】 解答 D

- A ○ 令 5 基発 0901 第 2 号。設問のとおり。
- B ○ 令 5 基発 0901 第 2 号。設問のとおり。
- C ○ 令 5 基発 0901 第 2 号。設問のとおり。
- D × 令 5 基発 0901 第 2 号。「特別な出来事」として評価するのではない。「特別な出来事」として評価するのは、強姦や本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた場合とされている。なお、設問の場合には、心理的負荷の強度は「強」と判断するものとされている。

E ○ 令5基発0901第2号。設問のとおり。

【問5】 解答 D

- A × 特別支給金則13条2項。遺族特別年金は支給停止されない。
- B × 特別支給金則5条3項。遺族特別支給金の額は、300万円（遺族が2人以上である場合は、300万円をその人数で除して得た額）である。
- C × 最判 平8.2.23 コック食品事件。控除することが「できない」とされている。
- D ○ 特別支給金則4条2項。設問のとおり。
- E × 特別支給金則4条8項。「2年以内」ではなく、「5年以内」である。

【問6】 解答 C

- A ○ 令2基発0821第1号。設問のとおり。
- B ○ 法19条、20条の8第2項、労基法19条1項。設問のとおり。
- C × 法7条1項2号、令2基発0821第1号。複数業務要因災害の対象とはならない。業務災害の対象となる。
- D ○ 法7条1項2号、則5条、令2基発0821第1号。設問のとおり。
- E ○ 法34条1項等、令2基発0821第1号。設問のとおり。

【問7】 解答 A

- ア ○ 法3条1項、労基法9条、昭63.3.14基発150号、コンメンタール87～88頁。設問のとおり。
 - イ ○ 法33条5号、35条1項、則46条の18第5号、46条の22の2、平30基発0208第1号。設問のとおり。
 - ウ × 法33条5号、労基法9条、116条2項、コンメンタール87～88頁。設問の家事従事者は、家事従事者紹介所の労働者ではない。したがって、家事従事者紹介所の労働者として労災保険の適用を受けない。
 - エ × 法33条3号、則46条の17。設問の家事従事者は、法33条3号が定める一人親方等として特別加入することはできない。
 - オ × 法33条7号。設問の家事従事者は、法33条7号が定める事業主が派遣する者（海外派遣者）として特別加入することはできない。
- 以上から、正しいものの組合せは、A（アとイ）である。

【問8】 解答 C

- A ○ 法12条2項。設問のとおり。
- B ○ 則16条1項、則別表第1、労災保険率適用事業細目表（昭47労告16号）、船舶所有者の事業の種類細目表（平21厚労告379号）。設問のとおり。
- C × 則12条2号、14条。「都道府県知事」ではなく、「都道府県労働局長」が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とする。
- D ○ 整備省令17条1項、雇保法6条3号。「4か月以内の期間を定めて季節的に雇用さ

れる者」は、雇用保険の適用除外者である。したがって、設問の事業については、労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定する。

E ○ 則 12 条 2 号、15 条。設問のとおり。

【問9】 解答 B

A × 法 18 条、則 27 条等。確定保険料を延納することはできない。

B ○ 則 36 条 2 項。設問のとおり。

C × 法 19 条 6 項、則 36 条 1 項。超過額について還付請求することができる。

D × 則 37 条。次の保険年度の概算保険料への充当は、事業主からの「還付の請求がないとき」に、当然に行うことができる。事業主の請求や承認は必要とされない。また、充当したときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

E × 則 36 条 1 項。還付加算金を加える取扱いはない。

【問 10】 解答 C

A ○ 法 46 条 3 号。設問のとおり。

B ○ 法 47 条 1 号。設問のとおり。

C × 法 47 条 3 号、48 条 1 項。労働保険事務組合も罰金（30 万円以下の罰金）に処せられる（両罰規定）。

D ○ 法 46 条 3 号。設問のとおり。

E ○ 法 46 条 3 号、48 条 1 項。設問のとおり。

■ 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

【問1】 解答 D

- A × 法6条6号、則4条1項1号。行政執行法人の事業に雇用される者（所定の者を除く。）は、被保険者とならないことについて、厚生労働大臣の承認を受ける必要はない。
- B × 法6条6号、則4条1項3号。市町村の事業に雇用される者は、雇用保険の適用を「受けない」ことについて都道府県労働局長の承認を受けることにより被保険者と「ならない」ことができる。
- C × 法6条6号、則4条1項2号。「都道府県知事」ではなく、「厚生労働大臣」である。
- D ○ 行政手引 23202。設問のとおり。国家公務員退職手当法等の退職手当の支給対象となる職員は、雇用保険の適用除外とされているが、実際にその適用を受けるまでの間は、被保険者となる。
- E × 行政手引 20352。設問の場合には、出向元事業主との雇用関係に係る「被保険者資格を存続させる」。「被保険者とならない」のではない。

【問2】 解答 A

- A × 行政手引 20751。設問の者（法9条1項の規定による確認を受けた者）は、資格取得日が相違していることについての確認請求を行うことができない。これは、すでに、法9条1項の規定による確認を受けているためである。
- B ○ 法9条1項、行政手引 20751。設問のとおり。確認の請求は、いつでも行うことができる。
- C ○ 則8条2項。設問のとおり。
- D ○ 則9条1項・2項。設問のとおり。
- E ○ 則10条1項。設問のとおり。

【問3】 解答 B

- A × 行政手引 50305-2。特定理由離職者に該当する。設問の者は、特定理由離職者の範囲に係る「正当な理由のある自己都合により離職した者」に該当する。
- B ○ 行政手引 50305-2。設問のとおり。
- C × 行政手引 50305-2。特定理由離職者に該当する。設問の者は、特定理由離職者の範囲に係る「正当な理由のある自己都合により離職した者」に該当する。
- D × 則36条7号の2、行政手引 50305。特定受給資格者に該当する。設問のように労働契約が更新されることが明示されている者については、通算雇用期間の長さを問わず（3年以上でなくとも）、特定受給資格者に該当する。
- E × 則35条3号、行政手引 50305。特定受給資格者に該当する。設問の者は、特定受給資格者の範囲に係る「事業所の廃止（当該事業所の事業活動が停止し、再開する見込みがない場合を含み、事業の期間が予定されている事業において当該期間が終了したことによるものを除く。）に伴い離職した者」に該当する。

【問4】 解答 B

- A ○ 行政手引 51502。設問のとおり。
- B × 則 44 条 1 項・2 項、行政手引 52004。設問のような取扱いは認められない。受給資格者の振込先普通預金（貯金）口座は、当該受給資格者本人名義のものに限られる。
- C ○ 行政手引 51951、51952。設問のとおり。
- D ○ 則 46 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 則 43 条 2 項。設問のとおり。

【問5】 解答 A

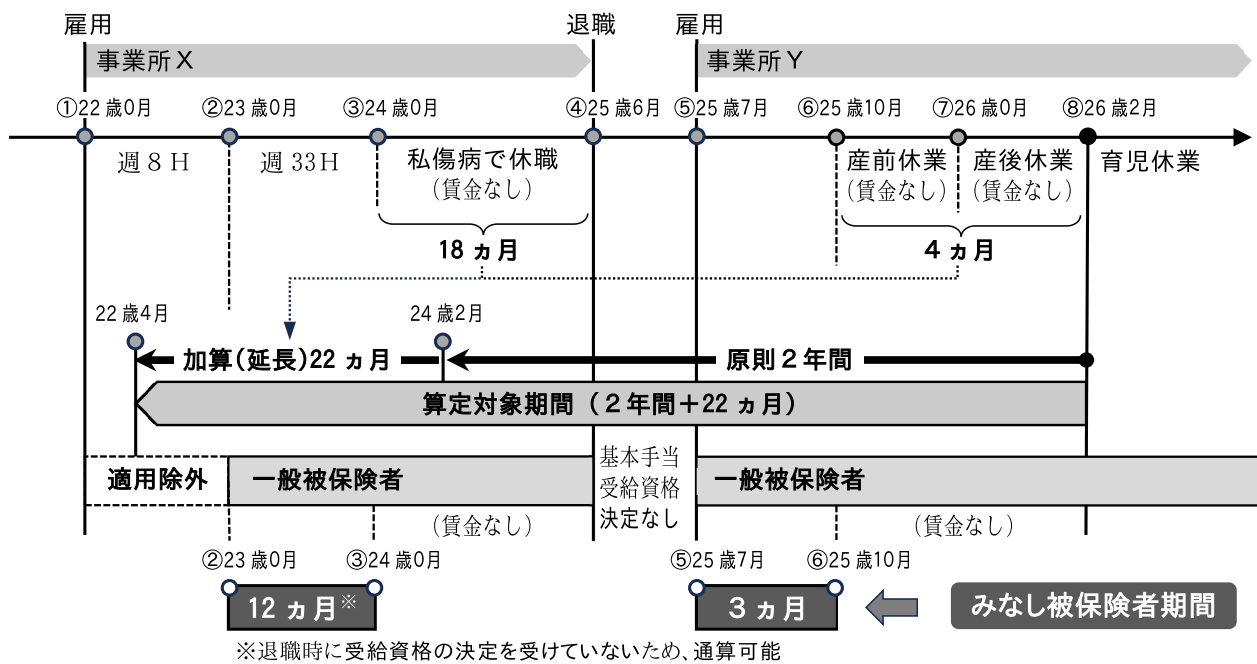
- A × 法 25 条 1 項、令 6 条 3 項。広域延長給付に係る延長日数の限度は、「90 日」である。「60 日」ではない。
- B ○ 法 27 条 1 項、令 7 条 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 25 条 1 項。広域延長給付について、正しい記述である。
- D ○ 法 28 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 法 28 条 2 項。設問のとおり。

【問6】 解答 D

- A × 法 36 条 1 項、行政手引 54201。高年齢受給資格者は、技能習得手当を受給することができない。技能習得手当は、受給資格者のみを対象として支給される求職者給付である。
- B × 法 37 条 1 項、行政手引 54201。高年齢受給資格者は、傷病手当を受給することができない。傷病手当は、受給資格者のみを対象として支給される求職者給付である。
- C × 法 37 条の 3 第 1 項。「離職の日以前 2 年間に、雇用保険の被保険者期間が通算して 12 か月以上」ではなく、「離職の日以前 1 年間に、雇用保険の被保険者期間が通算して 6 か月以上」である。
- D ○ 法 37 条の 4 第 1 項。設問のとおり。
- E × 行政手引 54131。高年齢求職者給付金の受給期限については、設問のような延長措置はない。

【問7】 解答 C

- A～E 法 61 条の 7 第 1 項・3 項、行政手引 59523。「育児休業給付金の受給資格確認」における「みなし被保険者期間の長さ」を検討する。設問の①～⑧について、時系列でまとめると、次図のとおりである。



(1) 「育児休業給付金の受給資格確認」は、育児休業開始日からさかのぼった2年間(休業開始日前2年間。ここでは「算定対象期間」という。)について確認する。

→算定対象期間は、原則として、⑧26歳2月から2年間はさかのぼった「24歳2月」までとなる。ただし、この期間には、⑥及び⑦の産前産後休業期間である「4ヵ月」並びに③24歳0月からの私傷病による休職期間である「18ヵ月」の合計「22ヵ月」を加算(延長)することができる。つまり、設問の場合の算定対象期間は、「26歳2月～22歳4月」となる。

(2) 次に、(1)の算定対象期間における「みなし被保険者期間」を確認する。

→事業所Yの期間(⑤25歳7月～)

- ・⑤(25歳7月～)の期間：3ヵ月(賃金支払基礎日数はすべて20日以上)
- ・⑥(25歳10月～)及び⑦(26歳0月～)の産前産後休業の期間：0ヵ月(いずれの期間についても賃金の支払いなし)

→事業所Xの期間(②23歳0月～)

- ・①(22歳0月～)の期間は、週所定労働時間が20時間未満(設問では「8時間」)であるため、「適用除外」となる。したがって、②(23歳0月～)の期間以後の期間について検討すればよい。
- ・②(23歳0月～)の期間：12ヵ月(賃金支払基礎日数はすべて20日以上)
- ・③(24歳0月～)から退職までの休職期間：0ヵ月(賃金の支払いなし)

(3) 最後に、上記(2)の2つの期間②⑤について、通算可能かどうかを検討する。設問では、事業所Xを退職後、基本手当の受給資格の決定を「受けていない」ため、2つの期間(3ヵ月と12ヵ月)を通算することができる。なお、基本手当の受給資格の決定を「受けたことがある」場合には、当該受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間は、みなし被保険者期間の算定の基礎となる「被保険者であった期間」に含めない(=通算することができない)。

以上から、みなし被保険者期間の長さとして適切なものは、「C 15ヵ月」となる。

【問8】 解答 E

- A ○ 則1条1項3号、4条2項。設問のとおり。
B ○ 則1条1項2号、4条2項。設問のとおり。
C ○ 則1条1項3号、4条2項。設問のとおり。
D ○ 則1条1項3号、4条2項。設問のとおり。
E × 則4条2項、38条2項1号、78条2項。有期事業に係る保険関係成立届については、年金事務所を経由して提出することはできない。

【問9】 解答 E

延滞金の額の計算は、①年額を計算し、次いで②年額を日割り計算するという手順で行う。その計算期間は、納期限の「翌日」から完納又は財産差押えの日の「前日」までの期間である。また、設問の場合における年額の計算に用いる延滞金の割合は、納期限の翌日から2ヵ月を経過する日まで（2ヵ月経過まで）の期間については年7.3%、2ヵ月経過後の期間については年14.6%であるため、当該2ヵ月を経過する日以前及び同日後の期間がある場合は、前後の期間に分けて計算し、それぞれ計算した額を合算する。

- A × 法28条1項・5項1号。設問の場合には、督促状の指定期限までに労働保険料（概算保険料）を完納しているため、延滞金は徴収されない。
B × 法28条1項・4項、平21基発1029第2号。「3,200円」ではなく、「2,000円」である。計算式は、次のとおりである。

(1) 令和8年7月11日から同年9月10日まで（2ヵ月経過まで）の期間

①年額……100,000円×1,000分の73=7,300円

②日割り計算した額……7,300円×365分の62=1,240円

(2) 令和8年9月11日から同年9月29日まで（2ヵ月経過後）の期間

①年額……100,000円×1,000分の146=14,600円

②日割り計算した額……14,600円×365分の19=760円

上記(1)(2)の②を合算すると2,000円（=1,240円+760円）となる。

- C × 法28条1項・5項2号。設問の場合には、公示送達の方法によって督促しているため、延滞金は徴収されない。
D × 法28条1項・5項3号。設問の場合には、計算した延滞金の額が100円未満（98円）であるため、延滞金は徴収されない。
E ○ 法28条1項・2項・4項、平21基発1029第2号。滞納した労働保険料（概算保険料100,000円）のうちの一部（50,000円）を納付した令和8年12月10日の前日（12月9日）までの期間については、労働保険料の額は100,000円で計算し、同日以後の期間については、労働保険料の額は50,000円で計算する。計算式及び端数処理は、次のとおりである。

(1) 令和8年11月1日から同年12月9日までの期間

①年額……100,000円×1,000分の73=7,300円

②日割り計算した額……7,300円×365分の39=780円

(2) 令和8年12月10日から同年12月31日まで（2ヵ月経過まで）の期間

①年額……50,000円×1,000分の73=3,650円

②日割り計算した額…… $3,650 \text{ 円} \times 365 \text{ 分の } 22 = 220 \text{ 円}$
(3) 令和9年1月1日から同月19日まで（2ヵ月経過後）の期間
①年額…… $50,000 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 分の } 146 = 7,300 \text{ 円}$
②日割り計算した額…… $7,300 \text{ 円} \times 365 \text{ 分の } 19 = 380 \text{ 円}$
上記(1)(2)(3)の②を合算すると $1,380 \text{ 円} (=780 \text{ 円} + 220 \text{ 円} + 380 \text{ 円})$ となり、この額の100円未満の端数を切り捨てて、納付すべき延滞金は $1,300 \text{ 円}$ となる。

【問10】 解答 C

- A ○ 法36条、則68条。設問のとおり。
- B ○ 法34条、平12.3.31発労徴31号。設問のとおり。
- C × 報奨金令1条1項1号。「すべて」ではなく、「(合計額の)100分の95以上の額」が納付されていることが要件の一つである。
- D ○ 平12.3.31発労徴31号。設問のとおり。
- E ○ 法33条3項、則66条。設問のとおり。

■ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 ■

【問1】 解答 D

- A × 厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」。最も高いのは、「宿泊業，飲食サービス業」ではなく、「金融業，保険業」（86.6%）であり、次いで高いのは、「教育，学習支援業」ではなく、「電気・ガス・熱供給・水道業」（79.0%）である。
- B × 厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」。最も高いのは「金融業，保険業」ではなく、「宿泊業，飲食サービス業」（60.4%）であり、次いで高いのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」ではなく、「教育，学習支援業」（49.7%）である。
- C × 厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」。最も高くなっているのは、いずれも「業務に役立つ職業経験・訓練経験」ではなく、「職業意識・勤労意欲・チャレンジ精神」である。
- D ○ 厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」。設問のとおり。
- E × 厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」。「制度がある」事業所は、「約3割」ではなく、「約6割」（59.9%）である。

【問2】 解答 C

- A ○ 厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問のとおり。
- B ○ 厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問のとおり。
- C × 厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査（企業調査）」。係長相当職以上（役員を含む。）の女性管理職等を有する企業割合は、6割を超えており（64.4%）、「約4割」ではない。また、課長相当職以上（役員を含む。）の女性管理職を有する企業割合は、5割を超えており（54.9%）、「約3割」ではない。
- D ○ 厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問のとおり。
- E ○ 厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問のとおり。

【問3】 解答 E

- A ○ 厚生労働省「令和6年労働争議統計調査」。設問のとおり。
- B ○ 厚生労働省「令和6年労働争議統計調査」。設問のとおり。
- C ○ 厚生労働省「令和6年労働争議統計調査」。設問のとおり。
- D ○ 厚生労働省「令和6年労働争議統計調査」。設問のとおり。
- E × 厚生労働省「令和6年労働争議統計調査」。最も多い事項は「賃金」に関する事項（154件）であり、次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項（94件）、「経営・雇用・人事」に関する事項（90件）の順である。「組合保障及び労働協約」に関する事項、「経営・雇用・人事」に関する事項、「賃金」に関する事項の順ではない。

【問4】 解答 D

- A × 労契法3条5項、平24基発0810第2号。労働契約法3条5項（権利濫用の禁止の原則）は、同法第3章で規定していない労働契約の場面でも、適用される。
- B × 最判 平21.12.18 パナソニックプラズマディスプレイ事件。最高裁判所の判例では、

設問の事情の下でも、注文者と当該労働者との間に「雇用契約関係が黙示的に成立していたものと評価することはできない」としている。

- C × 労契法 7 条、平 24 基発 0810 第 2 号。当該就業規則を労働者に周知させていないときは、「労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件による」という法的効果が生じない。
- D ○ 労契法 10 条、12 条、平 24 基発 0810 第 2 号。設問のとおり。
- E × 最判 平 18.10.6 ネスレ日本事件。最高裁判所の判例では、設問の事情の下では、本件「諭旨退職処分は権利の濫用として無効というべきである」としている。

【問5】 解答 A

- A × 社労士法 1 条。社会保険労務士法 1 条は、「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。」と定めている。
- B ○ 社労士法 2 条 4 項、コンメンタール 173 頁。設問のとおり。
- C ○ 社労士法 2 条 1 項 1 号の 3、コンメンタール 149～150 頁。設問のとおり。
- D ○ 社労士法 14 条の 4、コンメンタール 230 頁。設問のとおり。
- E ○ 社労士法 18 条 1 項。設問のとおり。

【問6】 解答 B

- A × 確給法 2 条 3 項。確定給付企業年金法において「厚生年金保険の被保険者」とは、第 1 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者をいう。第 1 号厚生年金被保険者のみをいうのではない。
- B ○ 確給法 3 条 1 項 2 号、29 条 1 項、30 条 1 項。設問のとおり。
- C × 確給法 34 条 1 項・2 項。「障害給付金」と「遺族給付金」が逆である。例外的に、国税滞納処分による差押えの対象となり得るのは、老齢給付金、脱退一時金及び「遺族給付金」であり、租税その他の公課を課することができない（公課が禁止されている）のは、「障害給付金」である。
- D × 確給法 55 条 1 項・2 項。掛金の一部を負担することは加入者の義務ではない。加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金の一部を負担することが「できる」。
- E × 確給法 100 条 1 項。設問の報告書は、毎事業年度終了後「6 か月以内」ではなく、「4 か月以内」に提出しなければならない。

【問7】 解答 D

- A ○ 確拠法 2 条 10 項。設問のとおり。
- B ○ 確拠法 19 条 2 項。設問のとおり。
- C ○ 確拠法 40 条。設問のとおり。
- D × 確拠法 70 条の 2 第 1 項。納付先は、「確定拠出年金運営管理機関」ではなく、「国民

年金基金連合会」である。

- E ○ 確拠法 88 条。設問のとおり。

【問8】 解答 B

- A × 国保法 5 条、6 条。「世帯主に扶養される者」も、所定の要件に該当する限り、国民健康保険の「被扶養者」ではなく、「被保険者」となる。
- B ○ 国保法 116 条。設問のとおり。
- C × 国保法 116 条の 2 第 1 項。「老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所をしたことにより、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者」についても、国民健康保険法の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。
- D × 国保法 19 条 1 項。国民健康保険の被保険者が同時に 2 以上の事業所に使用される場合において、保険者である国民健康保険組合が 2 以上あるときに、被保険者が主たる事業所を選択しなければならない旨の規定はない。
- E × 国保法 99 条。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して、「2 か月以内」ではなく、「3 か月以内」に、しなければならない。

【問9】 解答 D・E ※複数正答となる可能性が高い

- A ○ 高確法 18 条 1 項。設問のとおり。
- B ○ 高確法 51 条。設問のとおり。
- C ○ 高確法 56 条。設問のとおり。
- D × 高確法 95 条。調整交付金の総額は、設問の「負担対象総額の見込額の総額の 12 分の 1 に相当する額」ではなく、この額及び「子ども・子育て支援納付金の額の見込額の 120 分の 1 に相当する額」の合計額である。従前の規定では正しい記述であり、出題者側の意図としては、正しい肢として出題したものと思われるが、改正後の規定では誤りの記述となる。
- E × 高確法 104 条 2 項・3 項。「おおむね 5 年」ではなく、「おおむね 2 年」である。

【問 10】 解答 D

- ア × 児手法 3 条 1 項。「15 歳」ではなく、「18 歳」である。
- イ × 児手法 8 条 2 項。支給の開始月は、認定の請求をした日の属する「月」ではなく、その「翌月」である。支給の終了月に関する記述は正しい。
- ウ ○ 児手法 8 条 4 項。設問のとおり。
- エ × 児手法 13 条。設問の場合には、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払いとみなすことが「できる」。
- オ ○ 児手法 23 条 1 項。設問のとおり。
- 以上から、正しいものの組合せは、D（ウとオ）である。

■ 健康保険法 ■

【問1】 解答 D

- A ○ 法 119 条、昭 26.5.9 保発 37 号。設問のとおり。
- B ○ 昭 48.11.7 保険発 99 号・庁保発 21 号。設問のとおり。
- C ○ 法 87 条 1 項、昭 24.6.6 保文発 1017 号。設問のとおり。
- D × 昭 23.11.17 保文発 781 号。父の被扶養者として家族療養費が支給される。被扶養者となる前に発症した疾病についても、保険事故発生後において扶養の事実があれば、（設問の場合は、父の被扶養者として）保険給付が行われる。
- E ○ 法 110 条 6 項。設問のとおり。

【問2】 解答 E

- A × 法 36 条 2 号、昭 25.4.14 保発 20 号。設問後半が誤りである。雇用契約は存続するが、事実上の使用関係がなく、かつ、休業手当も支給されない場合には、被保険者の資格は喪失する。
- B × 法 113 条、令 35 条、昭 23.12.2 保文発 898 号。設問後半が誤りである。家族埋葬料は、被扶養者の死亡に対して支給されるものであるが、死産児は扶養された事実がないため被扶養者に該当しない。したがって、死産の場合には、家族埋葬料は支給されない。
- C × 法 37 条 1 項、昭 24.8.11 保文発 1400 号、最判 昭 36.2.24 健康保険任意継続被保険者資格取得の承認に対する審査棄却決定取消請求事件。設問後半が誤りである。法律の不知は正当な理由にあたらないため、期間を経過した後の申出は受理することができない。
- D × 法 38 条。任意継続被保険者になった者が、被扶養者となる要件を充足したことによって、任意継続被保険者の資格を喪失することはない。
- E ○ 則 27 条 1 項、昭 52.12.16 保険発 113 号・庁保発 18 号。設問のとおり。

【問3】 解答 D

- A ○ 昭 27.6.16 保文発 2427 号、昭 27.9.29 保発 56 号。設問のとおり。
- B ○ 昭 53.6.20 保発 47 号・庁保発 21 号。設問のとおり。
- C ○ 法 55 条 1 項、昭 48.12.1 保険発 105 号・庁保発 24 号。設問のとおり。
- D × 法 74 条 1 項、平 14 保保発 0927007 号・庁保発 34 号。改定後の標準報酬月額が適用される「月の翌月から」ではなく、「月から」である。
- E ○ 法 143 条 2 項。設問のとおり。

【問4】 解答 E

- A × 法 196 条 1 項、昭 3.7.25 保理 1899 号。設問後半の埋葬許可証又は火葬許可証の写しは、戸籍に関する証明に該当しない。
- B × 法 63 条 6 項・7 項。設問後半が誤りであり、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を通知する。その結果の

みを通知するのではない。

- C × 法 82 条 2 項。設問の場合には、地方社会保険医療協議会に「諮問するものとする」とされている。地方社会保険医療協議会の「議を経なければならない」ではない。
- D × 法 97 条、則 81 条、平 6.9.9 保険発 119 号・庁保険発 9 号。通院は一時的、緊急的とは認められないため、移送費の支給の対象とならない。
- E ○ 法 42 条 1 項 2 号。設問のとおり。なお、資格取得時決定は、保険者等（被保険者が協会管掌健康保険の被保険者である場合は厚生労働大臣、被保険者が組合管掌健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合）が行う。

【問5】 解答 C

- ア ○ 令 15 条、16 条 1 項、24 条 1 項、則 14 条。設問のとおり。
 - イ × 法 16 条 1 項・2 項、則 6 条。設問後半が誤りであり、事務所の所在地等の一定の事項に係る変更については、その効力の発生に関し、厚生労働大臣の認可を要しない。
 - ウ × 法 53 条。「理事の定数の 2 分の 1 以上の同意があれば」ではなく、「規約で定めるところにより」である。
 - エ ○ 令 21 条。設問のとおり。
 - オ ○ 法附則 2 条 1 項～3 項等。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、C（イとウ）である。

【問6】 解答 B

- A ○ 法附則 3 条の 2 第 1 項、令 1 条の 3。設問のとおり。
- B × 法 99 条 1 項、平 15 保保発 0225007 号・庁保険発 4 号。設問後半の場合は、通常なお労務不能に該当するものであるとされ、傷病手当金は支給される。
- C ○ 法 172 条。設問のとおり。
- D ○ 法 102 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 法 51 条の 3。設問のとおり。

【問7】 解答 B

- A ○ 法 86 条 1 項。設問のとおり。
- B × 法 160 条の 2 第 1 項。「標準報酬月額額の総額の見込額」ではなく、「総報酬額の総額の見込額」である。なお、総報酬額とは、標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。
- C ○ 法 152 条の 2。設問のとおり。
- D ○ 法 43 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- E ○ 則 44 条。設問のとおり。

【問8】 解答 D

- A ○ 法 115 条 1 項。設問のとおり。
- B ○ 昭 48.11.7 保険発 99 号・庁保険発 21 号。設問のとおり。
- C ○ 法 3 条 7 項 4 号。設問のとおり。

- D × 法3条7項1号、昭52.4.6保発9号・庁保発9号、令7保発0704第1号・年管発0704第1号。被扶養者に認定されない。認定対象者が60歳未満で障害者でなく、被保険者と同一の世帯に属している場合の生計維持に係る認定基準は、以下のとおりである。設問の妻（配偶者）は、年間の見込収入額（年間収入）が144万円であるため、①の基準を満たしていない。
- ①年間収入が130万円未満（配偶者以外の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満） かつ
- ②年間収入が被保険者の年収の2分の1未満
- E ○ 法3条7項1号、昭52.4.6保発9号・庁保発9号、令7保発0704第1号・年管発0704第1号。設問のとおり。認定対象者が60歳未満で障害者でなく、被保険者と同一の世帯に属していない場合の生計維持に係る認定基準は、以下のとおりである。設問の子は、いずれの基準も満たしている。
- ①年間収入が130万円未満（配偶者以外の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満） かつ
- ②年間収入が被保険者からの援助額よりも少ない

【問9】 解答 E

- ア ○ 法164条1項。設問のとおり。
- イ ○ 法161条3項、165条1項、令48条。
- ウ × 法108条5項。傷病手当金は支給される。傷病手当金と老齢退職年金給付との調整の対象となるのは、資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受ける者である。現に被保険者である設問の者について、この調整は行われない。
- エ ○ 法112条1項。設問のとおり。
- オ × 法63条2項、令2保医発0305第14号。設問の食事及び療養環境は、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支給対象であり、療養の給付により提供されるのではない（療養の給付に含まれない。）。

以上から、誤っているものの組合せは、E（ウとオ）である。

【問10】 解答 A

- A ○ 法41条2項・3項、42条2項。設問のとおり。
- B × 法41条1項。「毎年4月1日」及び「同日以後3か月間」とある部分が誤りであり、正しくは、「毎年7月1日」及び「同日前3か月間」である。
- C × 平18庁保発0512001号。「その月における暦日の数」ではなく、「就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数」である。
- D × 法43条1項。設問はカッコ内の記述が誤りであり、随時改定が行われるためには、継続した3ヵ月間の各月とも、報酬支払基礎日数が17日以上でなければならない。また、「その期間の月数で除して得た額」とある部分は、正しくは、「3で除して得た額」である。
- E × 法199条1項。「保険者等」ではなく「厚生労働大臣」であり、また、「事業主」ではなく「官公署」に対してである。

■ 厚生年金保険法 ■

【問1】 解答 A

- A ○ 法 54 条 2 項。設問のとおり。
- B × 法 54 条 1 項。「7 年間」ではなく、「6 年間」である。
- C × 法 51 条。「いずれか早い日」ではなく、「いずれか遅い日」である。
- D × 法 46 条 6 項、54 条 3 項、令 3 条の 7 第 1 号。加給年金額の支給は停止されない。支給が停止されるのは、配偶者が老齢厚生年金（年金額の計算の基礎となる被保険者期間が「240 月以上」であるものに限る。）の支給を受けることができるようになった場合である。
- E × 法 50 条の 2 第 1 項。設問後半の場合にも、加給年金額の加算は行われる。

【問2】 解答 B

- A × 法 6 条 1 項 1 号レ、令 1 条の 2 第 7 号。適用事業所とするために厚生労働大臣の認可を受ける必要はない。社会保険労務士に係る業務を行う事業は適用業種であり、その常時 5 人以上の従業員を使用する個人経営の事務所は、強制適用事業所となる。
- B ○ 法 6 条 1 項 3 号・2 項、船保法 3 条。設問のとおり。
- C × 則 13 条の 3 第 1 項。個別に申請書を提出するのではない。設問の場合には、健康保険の任意適用に係る認可申請書に、厚生年金保険の任意適用に係る所定の事項を併記して、当該認可申請書を提出するものとされている。
- D × 法 8 条の 2。「厚生労働大臣に届け出ることにより」ではなく、「厚生労働大臣の承認を受けて」であり、「この届出があった場合には」ではなく、「この承認があった場合には」である。
- E × 則 13 条の 2 第 1 項・2 項。「10 日以内」ではなく、「5 日以内」である。

【問3】 解答 E

- A ○ 法 12 条 1 号ロ。設問のとおり。
- B ○ 法 78 条の 26 第 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 43 条 2 項、法附則 9 条。設問のとおり。
- D ○ 法 12 条 5 号ハ、則 9 条の 6 第 1 項。設問のとおり。
- E × 平 24 法附則 17 条 2 項。設問の特定 4 分の 3 未満短時間労働者は、特定適用事業所に該当しなくなったとしても、被保険者の資格を喪失しない。

【問4】 解答 D

- A ○ 法 64 条。設問のとおり。
- B ○ 法 78 条の 32 第 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 68 条 1 項。設問のとおり。
- D × 法 63 条 1 項 2 号・3 号。丙の遺族厚生年金の受給権は消滅しない。乙は丁と再婚（婚姻）をしたことにより、失権事由に該当し、その受給権は消滅する。一方、丙が乙の再婚相手（直系姻族）である丁の養子となったことは、失権事由に該当しない。

ため、その受給権は消滅しない。

E ○ 法 43 条 3 項。設問のとおり。

【問5】 解答 C

- A × 法 46 条 1 項。「加給年金額を含む」ではなく、「加給年金額を除く」老齢厚生年金の額である。
- B × 法 46 条 1 項。「令和 8 年 8 月分」は、支給停止の対象となる。在職老齢年金制度による調整（支給停止）は、原則として、退職した月（設問では、令和 8 年 8 月分）までが対象となる。
- C ○ 法 46 条 1 項。設問のとおり。60 歳代後半の在職老齢年金制度による調整は、前月以前の月から引き続き被保険者である日が属する月について行われるため、被保険者の資格を取得した月である「令和 8 年 8 月分」は支給停止の対象とならない。
- D × 法 25 条。「全国一律の基準で」ではなく、「その地方の時価によって」である。
- E × 法附則 7 条の 3 第 1 項。国民年金の任意加入被保険者である者は、老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができない。

【問6】 解答 D

- A × 法 46 条 6 項、令 3 条の 7。設問後半の場合も、加給年金額は支給停止となる。なお、障害基礎年金の「全額」が支給停止されているときは、加給年金額は支給停止とならない。
- B × 法 36 条 1 項、47 条 1 項、国年法 30 条 1 項等。甲には、「障害認定日の属する月の翌月分」から、「障害厚生年金及び国民年金法第 30 条に基づく（原則的な）障害基礎年金」が支給される。甲は、初診日において厚生年金保険の被保険者であり、同時に国民年金の第 2 号被保険者であるため、障害厚生年金及び障害基礎年金の初診日要件を満たしている。また、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間を有していないため、保険料納付要件は問われない。したがって、障害認定日に障害厚生年金及び障害基礎年金の受給権が発生し、その翌月分から、これらの年金が支給される。
- C × 則 35 条の 3 第 1 項、平 21 厚労告 521 号。生計維持確認届の提出期限は、誕生日の属する「月の翌月末日」ではなく、「月の末日」である。また、老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、生計維持確認届の提出は必要ない。
- D ○ 令 7 法附則 3 条。設問のとおり。
- E × 法 36 条 3 項、43 条の 2 第 1 項等。「4 月」ではなく、「6 月」である。年金額の改定は、その年度の 4 月以降の保険給付について適用される。また、年金は、原則として毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期（支払期月）に、それぞれその「前月分まで」が支払われる。

【問7】 解答 C

- A ○ 法 56 条 1 号。設問のとおり。
- B ○ 法 92 条 1 項。設問のとおり。

- C × 則 51 条の 4 第 1 項。「1 年以内」ではなく、「3 カ月以内」である。
- D ○ 法 78 条の 2 第 1 項、78 条の 8。設問のとおり。
- E ○ 法 100 条 1 項。設問のとおり。

【問8】 解答 B

- A × 法 59 条 1 項 2 号。被保険者の死亡の当時、婚姻をしている子は、遺族厚生年金を受けることができる遺族に含まれない。
- B ○ 法 59 条 1 項。設問のとおり。
- C × 法 12 条 2 号。設問後半が誤りである。継続して 6 カ月を超えて使用されるべき場合であっても、被保険者とはならない。
- D × 法 12 条 4 号。「2 カ月」ではなく、「6 カ月」を超えて使用されるべき場合である。
- E × 法 38 条 1 項、法附則 17 条。「老齢基礎年金と障害厚生年金」の組み合わせを選択することはできない。

【問9】 解答 A

- ア ○ 法 44 条の 3 第 4 項、令 3 条の 5 の 2 第 1 項。設問のとおり。
- イ × 法 44 条の 3 第 4 項、令 3 条の 5 の 2 第 1 項。加給年金額は、支給繰下げの申出に応じた増額の対象とならない。
- ウ ○ 法 79 条の 10。設問のとおり。
- エ × 則 30 条の 2 第 1 項。設問の場合は、請求書を提出する必要がある。
- オ × 則 15 条の 2 第 1 項、22 条 1 項 4 号。設問の場合は、70 歳以上被用者該当届及び 70 歳到達時の被保険者資格喪失届を省略することができる。

以上から、正しいものの組合せは、A（アとウ）である。

【問 10】 解答 E

- ア × 法 52 条 2 項・3 項。「1 年 6 カ月」ではなく、「1 年」である。
 - イ × 法 50 条 1 項、57 条。障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たない場合は、これを「300」として計算される。
 - ウ ○ 法 63 条 1 項 2 号。設問のとおり。
 - エ × 法 78 条の 11。離婚時みなし被保険者期間は、加給年金額の加算要件である被保険者期間の月数の中に含めることはできない。
 - オ ○ 法附則 8 条、8 条の 2 第 2 項。設問のとおり。
- 以上から、正しいものの組合せは、E（ウとオ）である。

■ 国民年金法 ■

【問1】 解答 B

- ア × 法 90 条の 2 第 6 項。残余の額に「5 円未満」の端数が生じたときはこれを切り捨て、「5 円以上 10 円未満」の端数が生じたときはこれを「10 円」に切り上げる。つまり、保険料の一部免除の規定により免除された額以外の残余の額（納付すべき保険料の額）については、10 円未満の端数を四捨五入する。
- イ ○ 則 77 条の 9 第 1 項。設問のとおり。
- ウ × 平 26 法附則 14 条 1 項、令 6 条の 8 等。「世帯主又は配偶者」ではなく、「配偶者」である（世帯主は無関係）。また、納付猶予の事由には、次の①～④の 4 つがあり、これらのいずれかに該当すれば足りる。設問は、このうちの③に（必ず）該当することを要件としており、この点でも誤りである。
- ①免除すべき月の属する年の前年の所得（1 月から 6 月までの月分の保険料については、前々年の所得。以下本問の解説において同じ。）が、「35 万円×（扶養親族等の数+1）+32 万円」による額以下であるとき
 - ②第 1 号被保険者又は第 1 号被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるとき
 - ③地方税法に定める障害者、寡婦その他の政令で定める者（未婚のひとり親）であって、免除すべき月の属する年の前年の所得が 135 万円以下であるとき
 - ④保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき
- エ ○ 法 94 条 2 項、平 26 法附則 14 条 3 項等。設問のとおり。
- オ ○ 法 96 条 4 項。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、B（アとウ）である。

【問2】 解答 D

- A × 法 20 条 1 項、法附則 9 条の 2 の 4。設問は、障害基礎年金についての記述が誤っている。障害基礎年金のうち、受給権者が 65 歳に達しているものについては、厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。）を受けるときであっても、その支給を停止しない。つまり、受給権者が 65 歳以上である障害基礎年金については、老齢厚生年金又は遺族厚生年金と併給することができる。
- B × 法 20 条の 2 第 3 項。申出の時点に遡って撤回することはできない。設問の支給停止の申出は、「将来に向かって」撤回することができる。
- C × 法 70 条。設問の死亡については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。給付を一時差し止めることができるのではない。
- D ○ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（昭 61.3.31 庁保発 15 号）。設問のとおり。
- E × 法 52 条の 6。設問の場合には、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金のうち、その 1 つを支給し、他は支給しない。設問のように、支給を停止するのではない。

【問3】 解答 C

- ア × 法 89 条 1 項。設問の期間について、法 89 条（法定免除）により保険料が免除されることはない。産前産後期間の保険料免除の規定は、他の保険料免除の規定よりも優先して適用される。
- イ ○ 法 5 条 1 項、平 30 年管管発 1206 第 1 号。設問のとおり。
- ウ ○ 平 30 年管管発 1206 第 1 号。設問のとおり。
- エ × 法附則 5 条 10 項、平 6 法附則 11 条 10 項等。任意加入被保険者は、産前産後の保険料免除の対象とならない。
- オ × 平 30 年管管発 1206 第 1 号。届出を行うことができる。産前産後免除に係る届出については、期限が設けられておらず、保険料の納期限から 2 年を経過したとき以降に当該届出を行った場合でも、産前産後期間に係る保険料は免除される。
- 以上から、正しいものの組合せは、C（イとウ）である。

【問4】 解答 A

- A ○ 平 22 年年発 1129 第 1 号。設問のとおり。
- B × 令 9 条 1 項 2 号イ。設問の場合は、前納保険料の還付請求を求め、その者の請求に基づき、納付義務が免除された保険料に係る期間の前納保険料を還付する。設問のように免除期間後の保険料として充当する旨の規定はない。
- C × 令 9 条 1 項 1 号ロ。設問の場合は、前納保険料の還付請求を求め、その者の請求に基づき、未経過期間に係る前納保険料を還付する。
- D × 法 89 条 1 項 1 号、令 9 条 1 項 2 号ロ。還付請求できる。前納期間の途中で法定免除の事由（設問の障害基礎年金の受給権者となったとき等）に該当したときは、その者の請求に基づき、未経過期間に係る前納保険料が還付される。
- E × 法 89 条 1 項 1 号・2 項、平 26 年管管発 0331 第 10 号。保険料を納付する旨の申出をすることにより、保険料の前納ができる。障害基礎年金の受給権者は、法定免除の事由に該当するため、原則として、保険料の納付が免除される。ただし、その者から保険料を納付する旨の申出があったときは、当該申出のあった期間に係る保険料に限り、法定免除の規定が適用除外となる。これにより、当該期間に係る保険料の納付、前納等が可能となる。

【問5】 解答 C

- A × 法 94 条 1 項。障害基礎年金の受給権者も該当する（追納できる。）。追納できる者に該当しない（追納できない）のは、老齢基礎年金の受給権者である。
- B × 法 94 条 1 項。「5 年以内」ではなく、「10 年以内」である。
- C ○ 法 94 条 1 項ただし書き。設問のとおり。
- D × 法 94 条 3 項、令 10 条 1 項。保険料額は、当時の保険料額に一定の額を加算した額となる。追納の際に納付すべき保険料額に加算がないのは、免除月の属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年以内（免除月が 3 月の場合は翌々年の 4 月まで）に追納する場合である。設問の免除月のうち直近の月である令和 8 年 3 月に係る保険料に

について考えてみると、令和 10 年 4 月までに追納すれば保険料額に加算はないが、設問では令和 10 年 10 月に追納を開始しているため、保険料額に加算がある。このため、設問のすべての免除月について、保険料額に加算があることになる。

- E × 平 21 厚労告 529 号。申請免除等の始期は、申請日の属する月の「5 年前」ではなく、「2 年 2 カ月（保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から 2 年を経過したものを除く。）前」である。この始期まで遡って、保険料免除申請及び納付猶予申請ができる。

【問6】 解答 B

- A ○ 法 7 条 1 項 2 号。設問のとおり。
B × 法 109 条の 2 の 2 第 2 項。学生納付特例申請があったものとみなす日は、当該法人が日本年金機構に提出した日ではない。学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、「当該委託をした日」に、学生納付特例申請があったものとみなす。
C ○ 法 9 条 2 号。設問のとおり。
D ○ 法 7 条 1 項 3 号、令 7 保保発 1001 第 3 号、令 8.3.9 事務連絡。設問のとおり。
E ○ 法 9 条 3 号。設問のとおり。

【問7】 解答 B

- A ○ 法 109 条の 2 第 1 項、平 26 法附則 15 条 1 項等、平 28 年管管発 0201 第 1 号。設問のとおり。
B × 法附則 9 条 1 項、昭 60 法附則 8 条 5 項 1 号、平 24 法附則 11 条 1 項、平 26 年管管発 0331 第 10 号。保険料を納付しなかった場合も合算対象期間とされる。
C ○ 法 35 条 3 号。設問のとおり。
D ○ 法 37 条 1 号、法 37 条の 2 第 1 項 1 号、令 6 条の 4。設問のとおり。
E ○ 法 30 条 1 項 1 号、33 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

【問8】 解答 D

- ア × 法 16 条の 2 第 1 項・2 項。カッコ内の「付加年金を含む。」との記述が誤りであり、正しくは「付加年金を除く。」である。
イ ○ 法 94 条 4 項。設問のとおり。
ウ × 法 93 条 3 項。「前納が行われた日」ではなく、「前納に係る期間の各月が経過した際」に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
エ × 法 87 条の 2 第 4 項。「その加入員となった日の前日」ではなく、「その加入員となった日」に、付加保険料の納付の辞退の申出をしたものとみなされる。
オ ○ 法 137 条の 10 第 1 項・2 項、137 条の 11 第 1 項。設問のとおり。
以上から、正しいものの組合せは、D（イとオ）である。

【問9】 解答 E

- A × 昭 60 法附則 14 条 1 項・2 項。「受給権者の老齢基礎年金の額」ではなく、「224,700

円に改定率を乗じて得た額」に、受給権者の生年月日に応じて政令で定められた率を乗じて得た額である。

- B × 参考：昭 60 法附則 16 条 1 項。遺族厚生年金の支給を受けることができるときに、振替加算の額に相当する部分の支給が停止される旨の規定はない。なお、受給権者が、障害基礎年金、障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金給付の支給を受けることができるときは、その間、振替加算の額に相当する部分の支給が停止される。
- C × 法 44 条、46 条。設問後半の記述が誤りである。老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行った場合には、付加年金についても併せて支給の繰下げが行われ、その支給額は老齢基礎年金と同じ増額率で増額される。なお、設問前半の付加年金の額に関する記述は、正しい。
- D × 法 73 条。設問の場合には、年金給付の支払いを一時差し止めることができることとされている。支給が停止されるのではない。
- E ○ 法 5 条 1 項・3 項、27 条、90 条の 3 第 1 項、94 条 4 項。設問のとおり。

【問 10】 解答 D

- A × 法 18 条の 2。設問後半の「毎年 5 月から翌年 4 月までの間」及び「当該 4 月の支払期月」とある部分が誤りである。正しくは、「毎年 3 月から翌年 2 月までの間」において切り捨てた金額の合計額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを「当該 2 月の支払期月」の年金額に加算する。なお、設問前半の端数処理に関する記述は、正しい。
- B × 法 14 条の 5、則 15 条の 4 第 2 項。「55 歳」ではなく、「59 歳」である。
- C × 法 39 条 2 項。その子が生まれた日の属する「月から」ではなく、その月の「翌月から」、改定される。
- D ○ 法 32 条 1 項。設問のとおり。
- E × 法 52 条の 4 第 2 項。「2 年以上」ではなく、「3 年以上」である。